

# 基地港湾に関する留意事項

## 1. 九州地方整備局への基地港湾に関する問合せルール

### 1) ホームページからの問合せ方法について

- ・九州地方整備局からの基地港湾に関する情報は、九州地方整備局港湾空港部のホームページ『海洋再生可能エネルギー関係情報（URL：<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/yojoene/index.html>）』にて公開しており、質問、確認事項がある場合、ホームページ掲載の問合せ様式にて、専用アドレス《windpower-k89wp※mlit.go.jp（※を@にして送信）》へ送信すること。
- ・問合せ事項については、会社名・団体名を抜いた上で、当局からの回答を含め原則公表（ホームページに掲載）とします。質問にあたって、質問とその背景等とは明確に分けて簡潔に記載すること。
- ・問合せ事項及び回答は、3月末頃までに随時公表する。

## 2. 公募指針（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾の補足説明

～「4. 北九州港の利用について」～

### 1) 希望する利用スケジュール等の通知について

- ・公募占用指針において「公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること」と規定されている。利用スケジュール等の通知については、九州地方整備局および北九州市に、次の専用アドレスあてに送信すること。

（九州地方整備局）

アドレス《windpower-k89wp※mlit.go.jp（※を@にして送信）》

社印若しくは会社名の入った文章を送信すること（様式不問）。

（北九州市）

アドレス《kouwan-energy※city.kitakyushu.lg.jp（※を@にして送信）》

### 2) 港湾管理者（北九州市）との調整事項

- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者（北九州市）が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者（北九州市）に確認すること。

### 3) 北九州港以外の港湾の利用について

- ・公募占有指針 P119. 6. には、「事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することを可能とする。この場合、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用

可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。」とされていることから、当該港の港湾管理者に確認すること。